

清水さくら病院公式Instagram運営規約

第 1 条(目的)

本規約は、清水さくら病院が運営する公式 Instagram アカウント(以下「本アカウント」)の運営に関し、職員が遵守すべき事項を定めることにより、被写体となる患者・家族・職員・関係者のプライバシー保護および個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)および関連法令を遵守することを目的とする。

第 2 条(適用範囲)

本規約は、本アカウントの企画、撮影、編集、投稿、管理に関与するすべての職員(委託業者を含む)に適用される。

第 3 条(基本原則)

1. 本アカウントの運営は、医療機関としての社会的責任を自覚し、品位と信頼性を損なわないよう行う。
2. 個人の尊厳およびプライバシーを最大限尊重する。
3. 個人情報保護法、医療関連法令、当院の個人情報保護規程および情報セキュリティ規程を遵守する。

第 4 条(個人情報の定義)

本規約における個人情報とは、個人情報保護法第 2 条に定義される情報をいい、氏名、顔写真、動画、音声、患者 ID、診療内容、病歴、来院事実、その他特定の個人を識別できる一切の情報を含む。

第 5 条(アカウントの管理運営)

1. SNS 委員会が本アカウントの管理運営を行う。
2. 投稿権限は SNS 委員会に帰属し、SNS 委員会委員以外の投稿を禁ずる

第 6 条(撮影・投稿の原則)

1. 患者およびその家族を被写体とする撮影・投稿は、原則として行わない。

2. やむを得ず患者・家族が写り込む可能性がある場合は、事前に書面による明確な同意を取得しなければならない。
3. 聴衆や観客として写りこんだ画像を投稿する場合は、個人が特定できない程度のマスクをかけなければならない。
4. 職員及び患者・家族以外の外部者を被写体とする場合も、Instagramの公式アカウントに投稿する可能性のある写真を撮る前に本人の同意を得るものとする。
5. 同意を取得した場合であっても、被写体から掲載中止の申し出があった場合は、速やかに投稿を削除または修正する。

第 7 条(撮影・編集時の禁止事項)

以下の内容を含む撮影・投稿を禁止する。

1. 患者の診療内容、病名、検査結果、入院・通院の事実が推測できる情報
2. 個人が特定できる顔、名札、カルテ、モニター画面、掲示物等
3. 医療安全上不適切な行為や誤解を招く表現
4. 差別的、侮辱的、誹謗中傷的な内容
5. 公序良俗に反する内容

第 8 条(匿名化・加工措置)

1. 写真・動画に個人が写り込む可能性がある場合は、ぼかし処理、トリミング等により個人が特定できないよう十分な加工を行う。
2. 匿名化を行っても個人が推測されるおそれがある場合は、投稿を行わない。

第 9 条(投稿内容の確認体制)

1. 記事作成者は SNS 委員会委員が作成した記事をアーカイブに保存し、委員相互に確認の上、SNS 委員会委員長の最終承認を必須とする。
2. 法令遵守および本規約への適合性を確認した上で投稿を行う。

第 10 条(アカウント管理)

1. アカウントの ID・パスワードは SNS 委員会が厳重に管理し、関係者以外に共有しない。
2. 権限を有する職員が異動・退職した場合は、速やかに権限を変更・削除する。

第 11 条(違反時の対応)

1. 本規約に違反した場合、当院は投稿の削除、是正指示、懲戒処分等の措置を講じることがある。
2. 法令違反が認められる場合は、関係法令に基づき対応する。

第 12 条(規約の制定・見直し)

1. 本規約の制定、変更および修正については、清水さくら病院管理者会議の決議により行うものとする。
2. 法令改正や社会情勢の変化に応じて、必要に応じ見直すものとする。